資料　3

地方消費者行政活性化基金を活用した事業計画

消費生活業務の複雑化・高度化が進む中、消費者行政一元化の取組みに伴い、更なる相談の増加が見込まれ、こうした環境変化に対応し国民の安全を確保していくため、相談窓口の強化に早急に取り組む必要がある。

そこで、今後３年間（平成21～23年度）を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」と位置づけ、各都道府県に造成した基金を活用して、消費生活センターの設置や拡充、相談員・職員のレベルアップや、出前講座をはじめとする消費者教育・啓発の強化など地域独自の事業を実施することで消費者意識の高揚、被害の防止を図る。

１　事業の概要

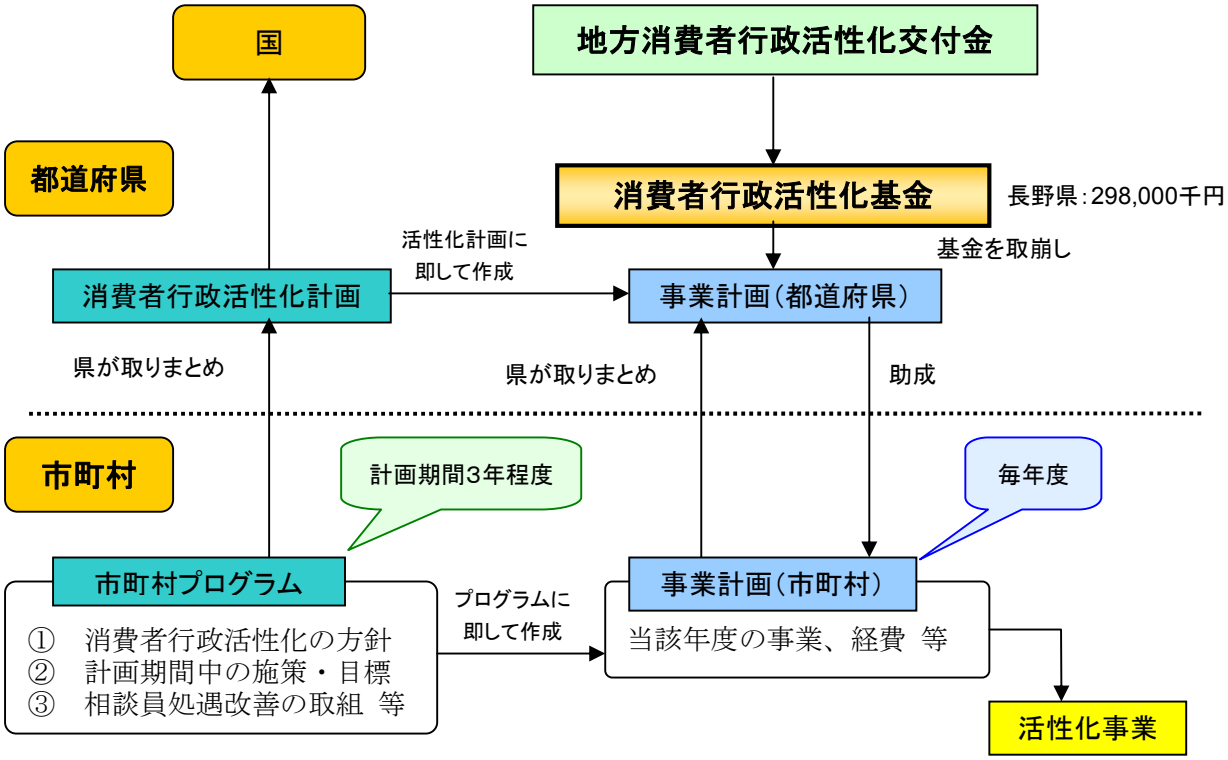

２　市町村事業の実施例

①　消費生活センター機能強化事業（上限 1,000 万円）

・一週間に４日以上の相談事業を行う消費生活センターの新設・増設・拡充　等

・相談室の設置、事務用機器の購入も対象

②　消費生活相談スタートアップ事業（上限 250 万円）

・センター基準を満たさないものの、消費生活相談窓口の開設・機能強化

③　消費生活相談員養成事業（上限 500 万円）

・管内の消費生活相談を担う人材の、養成や実務能力の向上を図るための相談窓口への配置

④　**消費生活相談員等レベルアップ事業**（上限 300 万円）

・相談業務に従事する相談員（職員を含む）のレベルアップを図るため、研修会の開催や研修参加の支援

⑤　消費生活相談窓口高度化事業（上限 200 万円）

・弁護士や一級建築士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を向上（講師の謝金・旅費等）

・消費生活センターを設置する市町村が対象

⑥　広域的消費生活相談機能強化事業（上限 新設.800 万円、拡充.400 万円）

・複数の市町村が連携して、共同で消費生活センターを設置し相談事業を実施。

・中心となる市町村が事業主体

⑦　食品表示・安全機能強化事業（上限 100 万円）

・食品表示・安全分野の対応力を強化するため、専門家の活用、研修の開催、啓発強化

・消費生活センターを設置する市町村が対象

⑧　**消費者行政活性化オリジナル事業**（上限 300 万円）

・地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

ア　消費者教育・啓発の強化に係る事業

イ　消費者行政についての広報・周知の強化に関する事業

ウ　商品テストの実施の強化に係る事業

エ　消費生活センターや相談窓口が、病院、保健所、警察、消防等関係機関と連携の強化を図るための事業

オ　その他、消費生活相談窓口の機能強化を図るための地域独自の事業

３　長野市の基金活用事業

年度	事業内容	
	消費生活相談員等レベルアップ事業 相談業務に従事する相談員（職員を含む）のレベルアップを図る研修参加の支援等 〔単年度限度額 1人当たり400千円〕	**消費者行政活性化オリジナル事業** 消費者教育・啓発の強化、消費者行政についての広報・周知の強化に関する事業等 〔単年度限度額 3,000千円〕
21	・消費生活相談員・職員の研修参加（６回分） **【予算額　253千円】**	・啓発パネル・パンフレットの作成 ・出前講座等に使用する啓発用映像機器の購入 ・放送媒体を活用した広報 **【予算額　2,929千円】**
22	・消費生活相談員・職員の研修参加	・啓発パンフレットの作成 ・消費生活講演会の開催 （予定） 期日　平成22年11月27日（土） 場所　若里文化ホール ・放送媒体を活用した広報
23	・消費生活相談員・職員の研修参加	・啓発パネル・パンフレット・ポスターの作成 ・放送媒体を活用した広報